

**平成31年度**  
**「学校いじめ防止基本方針」**

**金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校**

## 1 いじめの問題への基本姿勢

### ◎いじめの定義（文部科学省）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

※ けんか等を除く。

## 2 いじめを許さない学校づくりのために

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全職員が十分認識する。

・日頃から、児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

(2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。

・いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

・いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要。

(3) 児童生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

・教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。

(4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

- ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有する。
- ・児童生徒が発するサインを見逃さないよう、児童生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

### 3 いじめの理解

#### (1) 「いじめは笑いに隠される」

- ・いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っています。
  - ・そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとします。
  - ・しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあります。
  - ・また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなります。
  - ・さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえます。
- ※ 被害者が笑っていたり、楽しんでいたりしていそうだとって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切です。

#### (2) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切です。

#### (3) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、

- ①心理的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者からの回避感情などが挙げられます。

#### (4) ネット上のいじめの特徴

次のような理由から、発見や特定が難しい場合があります。

- ・匿名性から、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめ被害が思わぬ速さで深刻化する。
- ・メールやパスワードをかけた仲間内で発生していることがある。

#### (5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があります。児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要があります。

【文部科学省におけるいじめの態様】

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

【刑法上犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・殴る・蹴る→「暴行罪」
- ・暴力行為によって相手に傷害を与える→「傷害罪」
- ・生命や身体等に害を加える脅し→「脅迫罪」
- ・脅して異物を食べさせたり、万引きを強要したりする→「強要罪」
- ・脅して金銭を取る→「恐喝罪」
- ・所持品を盗む→「窃盗罪」
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取する→「強盗罪」
- ・鞆を壊したり、教科書やノートを破ったりする→「器物損壊罪」
- ・悪口を言う、インターネット上や黒板に悪口を書く→「名誉棄損罪」「侮辱罪」

## 4 いじめの発見

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

〈学校での一日〉 ※ 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遅刻欠席が増える</li> <li>・表情が冴えず、うつむきがちになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業時刻ぎりぎりの登校</li> <li>・出席確認の声が小さい</li> </ul>
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・忘れ物が多くなる</li> <li>・用具、机、椅子等が散乱している</li> <li>・一人だけ遅れて教室に入る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・涙を流した気配が感じられる</li> <li>・周囲が何となくざわついている</li> <li>・席を替えられている</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい答えを冷やかされる</li> <li>・発言に対し、しらけや嘲笑がみられる</li> <li>・責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる</li> <li>・ひどいアダ名で呼ばれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ分けで孤立することが多い</li> <li>・保健室によく行くようになる</li> <li>※不まじめな態度で授業を受ける</li> <li>※ふざけた質問をする</li> <li>※テストを白紙で出す</li> </ul>

休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人でいることが多い</li> <li>・わけもなく階段や廊下等を歩いている</li> <li>・用もないのに職員室等に来る</li> <li>・遊びの中で孤立しがちである</li> <li>・プロレスごっこで負けることが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中してボールを当てられる</li> <li>・遊びの中で、いつも同じ役をしている</li> <li>※大声で歌を歌う</li> <li>※仲良しでない者とトイレに行く</li> </ul>
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ物にいたづらをされる</li> <li>・グループで食べる時、席を離している</li> <li>・その子どもが配膳すると嫌がられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌われるメニューの時に多く盛られる</li> <li>※好きな物を級友に譲る</li> </ul>
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目の前にゴミを捨てられる</li> <li>・最後まで一人です</li> <li>・椅子や机がぼつんと残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※さぼることが多くなる</li> <li>※人の嫌がる仕事を一人です</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている</li> <li>・顔に擦り傷や鼻血の跡がある</li> <li>・急いで一人で帰宅する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用事がないのに学校に残っている日がある</li> <li>・部活動に参加しなくなる</li> <li>※他の子の荷物を持って帰る</li> </ul>

〈注意しなければならない児童生徒の様子〉

様子等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活気がなく、おどおどしている</li> <li>・寂しそうな暗い表情をする</li> <li>・手遊び等が多くなる</li> <li>・独り言を言ったり急に大声を出したりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視線を合わさない</li> <li>・教師と話すとき不安な表情をする</li> <li>・委員を辞める等やる気を失う</li> <li>※言葉遣いが荒れた感じになる</li> </ul>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書等にいたづら書きされる</li> <li>・持ち物、靴、傘等を隠される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刃物等、危険な物を所持する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる</li> <li>・教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある</li> <li>・教材費、写真代等の提出が遅れる</li> <li>・インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする</li> <li>・下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている</li> <li>※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる</li> </ul>

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

○いじめられている子どもが家庭で出すサイン

<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。</li> </ul>
--

- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

○ネットいじめにあっている子どもが家庭で出すサイン

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

○いじめをしていませんか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ・言葉づかいが荒くなる。言うことを聞かない。
- ・人のことをばかにする。
- ・買った覚えのないものを持っている。
- ・与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

○クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意して下さい。

○休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようなすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にか

けても同じです。

○「あれ？」もしかしてと思ったら…

- ・子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ・ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- ・何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- ・いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- ・子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」  
「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

### 24時間いじめ相談ダイヤル

0570-0-78310（なやみ言おう）

## 5 指導体制の在り方

### (1) いじめの問題への取り組みチェックポイント

いじめの問題への取り組みについて、いじめ問題対策チーム、個別案件対応班及び教職員個人が、それぞれの立場で定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行うことが大切です。

※（ ）内の「チーム」「対応班」「教職員」は、それぞれ「いじめ問題対策チーム」「個別案件対応班」「教職員一人一人」を指す。

### 指導体制

- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。（チーム）
- 2 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。（チーム）
- 3 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。（チーム）

### 早期発見・早期対応

- 1 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。（教職員）
- 2 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。（チーム・教職員）
- 3 養護教諭やカウンセラーと連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。（チーム）
- 4 いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。（チーム・教職員）
- 5 いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、

必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関との連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。（チーム）

- 6 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。（チーム）

### 教育指導

- 1 「いじめは人間として許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。（教職員）
- 2 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間及び児童生徒会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。（教職員）
- 3 いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。（チーム）
- 4 いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。（チーム・対応班）
- 5 いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。（チーム・対応班）

### 家庭・地域社会との連携

- 1 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。（チーム）
- 2 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。（チーム・対応班）

#### (2) いじめに対する組織的取組

校長をトップとするチームでの体制

○いじめを見逃さない学校づくり。

○外部に開かれた風通しの良い学校づくり。

※子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整える。



## 金沢大学附属高等学校

### 「危機管理委員会」委員

学 校 長	: 山 本 吉 次
教 頭	: 深 田 和 人
総 務	: 島 村 潤一郎
生 徒 部	: 川 崎 繁 次
学 年 主 任	: 外 山 康 平 (1 年 生)
	: 渡 曾 兼 也 (2 年 生)
	: 戸 田 偉 (3 年 生)
養 護 教 諭	: 社 谷 内 せ な
(学校カウンセラー	: 金沢大学より)

## 6 いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切です。

### (1) いじめられている子どもへの対応

#### 【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

#### 【家庭】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

## (2) いじめている子どもへの対応

### 【学校】

- ・まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

### 【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

## (3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

## (4) いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気付けさせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

## 7 具体的取組例

### 【事例1】 ネットいじめ

#### (1) あらまし

ある学校非公式サイトの掲示板に、A子の個人名を挙げて誹謗・中傷する内容の書き込みがあった。書き込みを知ったA子は、担任に「学校に行きたくない、学校を辞めたい」と訴えた。

#### (2) 対応と指導

(ア) 学校は、A子の保護者の了解を得て、警察本部サイバー犯罪対策室に相談し、校長名でFAXやメールによる削除要請を行い、書き込みを削除した。

(イ) 学校では、掲示板の誹謗・中傷が削除されるのを待って全校集会を開き、この書き込みがいじめに該当し、絶対許されないことを全校生徒に訴えた。

(ウ) 情報に関する授業等において、改めて情報モラルに関する指導を行うとともに、保護者に対して子どもの携帯電話や自宅パソコンの使用について注意喚起した。

#### (3) 考察

(ア) 今回の事例では、書き込みの削除が最優先であり、専門的外部機関との連携は必須である。

(イ) 加害生徒が特定されない案件では、全体への指導から個別に絞り込むことは適切である。

(ウ) 事後の指導として、授業や保護者への働きかけを通じて、ネットトラブルに関する意識を高めることは大切である。

### 【事例2】 暴力行為を伴ういじめ

#### (1) あらまし

Aの保護者から「子どもが入院した」との連絡を受け、担任が調査したところ、Aは腕と肋骨にけがをしており、他のクラスの生徒からの暴行が原因であると判明したが、加害生徒は非を認めていない。

#### (2) 対応と指導

(ア) 被害生徒の立場に立ち、校長は、保護者に対し警察へ被害届を提出するよう提起した。

(イ) 学校は警察と連携し、事実関係の把握に努め、加害生徒への指導及びその保護者への説明と指導の協力を求めた。

(ウ) 事後、一定期間被害生徒への校内での安全確保、登下校時の見守りを優先した。

#### (3) 考察

(ア) 今回の事例では、傷害を伴う悪質な暴力行為があるにもかかわらず、加害生徒は非を認めていないことから、被害届を出すという毅然とした対応、また、生命の安全確保及び再発を防止することが必要である。

(イ) 警察における捜査とその後の家庭裁判所における審判等には時間がかかるため、学校は学校としての指導を進める必要がある。

### 【事例3】部活動におけるいじめ

#### (1) あらまし

Aは最近授業中に集中力を欠き、よく注意を受けるため、面接をしたところ部活動で先輩から暴行を受けているということが判明した。

#### (2) 対応と指導

(ア) 縦割り集団の中で、「しごき」という考えで「いじめ」が行われていたため、部活動顧問だけでなく教師全員が「部活動のあるべき姿」を一致して指導した。

(イ) 部員全員に対し家庭訪問を実施し、保護者にいじめの根絶に向けた今後の指導方針を説明した。

#### (3) 考察

(ア) 部活動指導は、ともすると閉鎖的、排他的な中で行われる傾向が強いため、教師全員で取り組むこと自体に効果があるとともに、いじめがアンフェアで恥ずべき行為だと自覚させることに狙いがある。

(イ) 教育課程外の活動のため、保護者の理解と協力が必要であり、教師集団による毅然とした、真剣な対応が求められる。

### 【事例4】相手に対する不満からのいじめ

#### (1) あらまし

ある日、Aが担任に「下駄箱にゴミ袋やペットボトルがいっぱい詰め込まれている」と訴えてきた。その後も繰り返し行われたが、状況を調べるうちに、加害生徒が2人の男子であることが判明した。

#### (2) 対応と指導

(ア) 同じ時間帯に学年主任と生徒指導主事が加害生徒2人に対してそれぞれ別々に事情聴取するとともに、Aが係の仕事を押し付けてくるという不満等を十分に聞いた後、自らの行為の不当さ、稚拙さを認識させ反省を求める指導をした。

(イ) Aに対して、事情を説明するとともに、2人のAに対する不満の原因を話し、自らの行動を振り返ることを促した。その際、見守り支える姿勢で話を聞いた。

(ウ) 加害・被害生徒両方の保護者に対して、担任が事案の経緯について説明し、理解を得て2人はAに謝罪した。

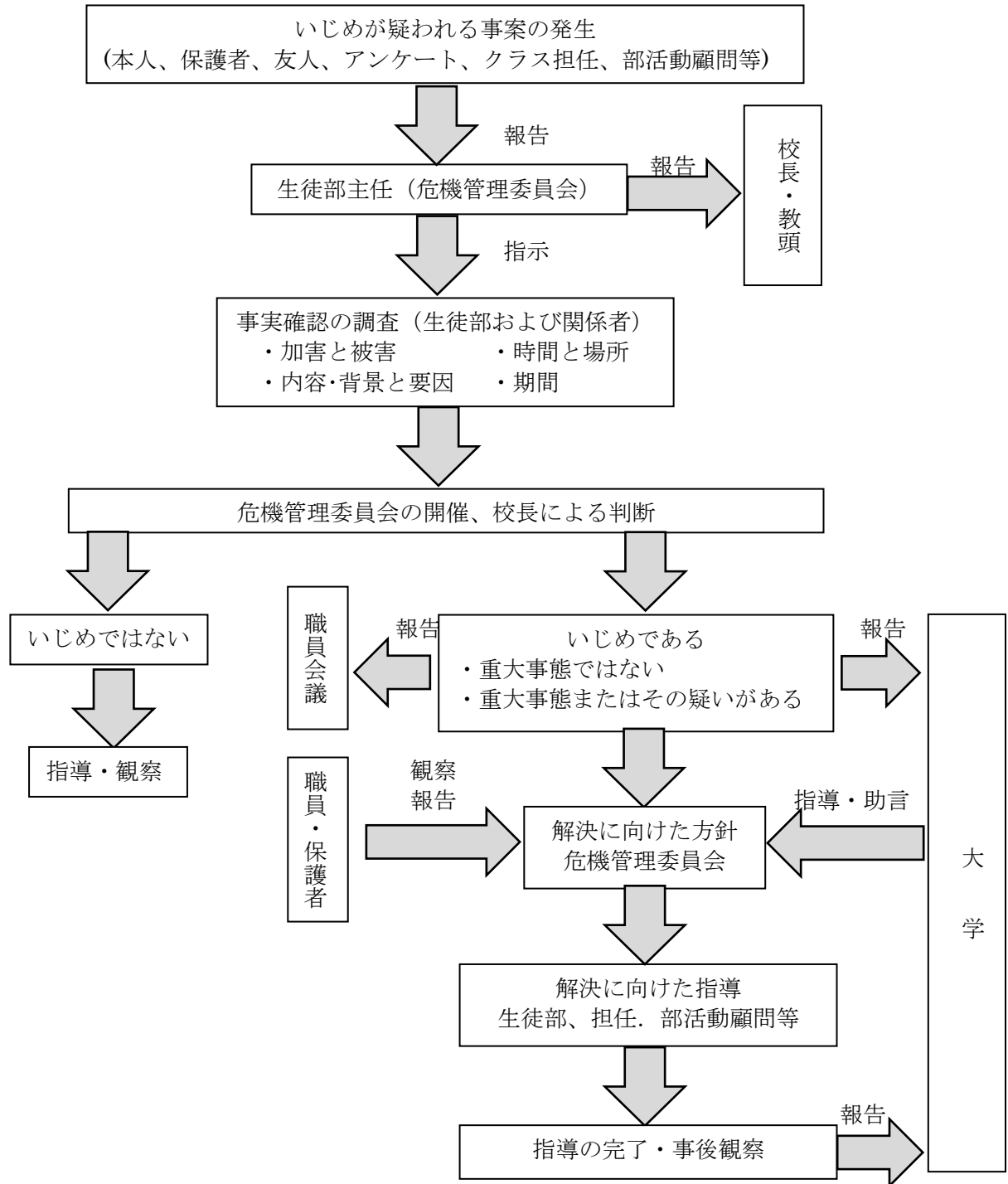
#### (3) 考察

(ア) 加害・被害生徒から十分話を聴き、事実関係やその背景を正確に把握することが大切である。

(イ) 生徒の人間関係づくりの能力が弱くなってきていることから、教師がクラスに温かい受容的な雰囲気をつくる努力が必要である。

(ウ) 複数の生徒に対処するときは、学年主任、生徒指導主事等とどのように指導するか十分に共通理解した上で、分担して個別に対応することも必要である。

## いじめが疑われる事案発生時の対応



### いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 8 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号 受付時間	相談機関	電話番号 受付時間
24時間いじめ相談テレホン	076-298-1699 24時間受付	金沢市教育プラザ富樫	こども総合相談センター 076-243-1019 月～金9:00～21:00 土日祝9:00～17:00
石川県こころの健康センター	076-238-5761 月～金8:30～17:15	津幡町少年育成センター	076-288-2125 月～金8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188 月～金9:00～17:00	内灘町こども教育電話相談	076-286-0151 月～金13:00～16:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553 月～金8:30～17:45	かほく市教育センター	076-283-7170 月～金8:30～17:15
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811 月～金8:30～17:45	宝達志水町青少年 育成センター	0767-29-8320 月～金8:30～17:15
「子どもの人権110番」 (金沢地方法務局)	0120-007-110 月～金8:30～17:15	羽咋市子どもと保護者の 相談電話	0767-22-6914 月～金9:00～16:00
小立野青少年相談室 (金沢少年鑑別所内)	076-231-1603 月～金9:00～16:00	七尾市教育研究所	0767-52-9110 月～金9:00～16:00
いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867 24時間受付	七尾市家庭児童相談室	0767-53-8445 月～金8:30～17:15
加賀市青少年育成センター	0761-73-0118 月～金9:00～17:00	「オアシスライン」 七尾市・中能登町	0767-52-0783 月～金13:00～16:00
加賀市こころの電話	0761-73-0117 月～金9:00～20:00	輪島市教育相談室	0768-23-1172 月～金9:00～17:00
小松市教育センター	0761-21-7958 月～金9:00～17:00 土(第2・4) 9:00～ 12:00	能登町青少年育成センター	0768-72-2509 月～金9:00～17:00
能美市学校教育課	0761-58-2271 月～金8:30～17:15	珠洲市青少年育成センター	0768-82-7821 月～金8:30～17:00
白山市教育センター 教育相談	076-275-7566 月～金9:00～16:00	金沢こころの電話	076-222-7556 月～金18:00～23:00 土15:00～23:00 日9:00～23:00
野々市市子ども相談ダイヤル	076-246- 7830 月～金9:00～17:00	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777 月～土16:00～21:00
野々市市教育センター ふれあい相談	076-248-8456 月～金9:00～17:00		

